

千葉市蘇我地区メガソーラー設置運営事業
質問に対する回答 (H24. 11. 30 公表)

No.	募集要項項目名	質問	回答
1	2 (2)	対象地の下記項目についてご教示下さい。 ①地目 ②用途地域	①雑種地 ②工業専用地域
2	2 (2)	事業用地図面等の CAD データの提供が可能であればお願いします。	CAD データはありません。
3	2 (4) ア、イ 3 (3) エ	市は普及啓発活動を行い、事業者は普及啓発に協力することとされていますが、現時点で具体的に計画している普及啓発活動はありますか。	現時点で具体的に計画している普及啓発活動はありません。想定している普及啓発として、年に数回程度の希望者による現地見学会等があります。
4	2 (5)	発電事業は、平成 26 年 1 月から開始することを想定しているとの事ですが、下記 2 点について見解をご回答ください。 ①期間が早まる場合について ②期間が遅くなる場合について	再生可能エネルギーの導入を早期に実現する観点から、発電開始時期は可能な限り早期であることが望まれます。また、事業スケジュールの適切性は、企画提案の評価項目の一つとなっています。ただし、募集要項 3 (3) シに記載している事業の延期の場合にあつては、この限りではありません。
5	2 (5)	「事業期間は、事業に係る協定の締結時から用地の賃貸借契約期間終了時までの概ね 22 年間とする。」との事ですが、これは定期借地での契約ですか。また普通賃貸借での契約は可能でしょうか。	契約期間終了時を明記した一般的な使用貸借契約を行う予定です。実際の用地の使用貸借契約期間は、事業者からの提案を踏まえて決定します。
6	3 (1) ア	東日本大震災での当地における地盤沈下や液状化現象発生の有無、および発生していた場合の発生地点およびその状況を開示していただけでしょうか。	平成 24 年 12 月 3 日から 12 月 12 日までの午前 10 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）の間、千葉市環境局環境保全部環境保全課（千葉市役所本庁舎 4 階）において、蘇我地区廃棄物最終処分場他護岸臨時点検調査業務委託報告書（平成 23 年 8 月）を開示します。ただし、開示資料の内容に関する質問には回答しません。
7	3 (1) ア	廃棄物処分場埋立ての断面構成（深さ）及び埋設物の概略の種類について	埋立深さは約 5.4m（うち地表からの約 1m は覆土層）、埋立物の種類は、産業廃棄物、一般廃棄物（焼却灰、不燃性粗大ごみ、無機汚泥）です。
8	3 (1) ア	液状化が生じる可能性の高い砂質土層の深度	液状化が生じる可能性の高い砂質土層の深度に関する情報は把握しておりません。
9	3 (1) ア・ウ 3 (2) イ	地盤の履歴と断面を教えてください。現状の土地に重機を入れても大丈夫か？重機での草刈に支障はないか？どの程度の表層土厚で土の種類は何か？	地盤の履歴と断面については、No.7 を参照してください。 設置工事等のため、一時的に土地に重機を入れ、除草すること自体は認められますが、最終処分場の維持管理に支障を来さないよう留意してください。 覆土層は約 1m で、山砂です。

No.	募集要項項目名	質問	回答
10	3 (1) ア・オ	地盤調査結果によると基礎設計時に液状化対策を施すことが推奨されているものの、一方で杭基礎の設置は不可とされており、液状化対策としての杭も不可ということでしょうか。	廃棄物埋設層に貫入する杭基礎の設置はできません。
11	3 (1) ア・ク	当地で検出されたガスの成分を開示いただけるでしょうか。	平成 24 年 12 月 3 日から 12 月 12 日までの午前 10 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）の間、千葉県環境局環境保全部環境保全課（千葉市役所本庁舎 4 階）において、発生ガス概況調査業務委託報告書（平成 21 年 9 月）を開示します。ただし、開示資料の内容に関する質問には回答しません。
12	3 (1) ア・ク	ガス濃度の調査方法を開示していただけるでしょうか。（観測孔に検知器の検知部分を差し込むなどして計測した、地表●mの高さで計測したなど）	No.11 を参照してください。
13	3 (1) ウ	「用地の覆土厚は、現況の 1 m 以上を確保すること」とあるのは、現況 + 1 m の盛土指示という理解で宜しいでしょうか。	用地の覆土厚は現況で「1 m 以上」となっており、その状態を確保していただくという趣旨です。現況からさらに 1 m の覆土を行うという指示ではありません。
14	3 (1) エ	現況地盤の概ねの高さ（A.P.）	盛土排水工事全体計画平面図（平成 9 年）によると、概ね A.P.+4.5～5.0 m です。また、平成 24 年 12 月 3 日から 12 月 12 日までの午前 10 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）の間、千葉県環境局環境保全部環境保全課（千葉市役所本庁舎 4 階）において、当該平面図を開示します。ただし、開示資料の内容に関する質問には回答しません。
15	3 (1) エ	盛り土はどんな意味か？土以外の材料での盛り土は可能か？盛り土の質に制限はあるか？	盛土に使用する材料は土を想定していますが、土以外の材料による覆いを否定するものではありません。ただし、周辺環境や浸出水の処理等に影響を与える材料による覆いはできません。
16	3 (1) エ・オ	現状地盤の掘削、杭基礎の設置は不可とのことですが、接地工事についての制限について	廃棄物埋設層への部材等の貫入を伴う接地工事はできません。
17	3 (1) エ・ソ	地表面の処理方法に関する指示事項はありますか。雑草防止シート敷設や舗装、あるいは何もしないことなどが想定されます。	募集要項 3 (1) ソに記載のとおり、用地内は適宜除草し、清潔を保つこととしています。シート敷設や舗装については、No.15 の回答を参考にしてください。
18	3 (1) ク	施工時および完成後のメタンガス処理方法に関する指示事項はありますか。また、ガス抜き用の穴にするため、塩ビ管等を地中に差し込む処置は許容されますか。	火気の使用は厳禁とします。また、塩ビ管等を廃棄物埋設層に差し込む処置は禁止とします。
19	3 (1) ク	ガス抜き管の大きさ深さは？	ガス観測孔は VP65、全長 5.5m（地上部約 0.5m）です。

No.	募集要項項目名	質問	回答
20	3 (1) ク	深度その他、観測孔の詳細な仕様を開示いただけるでしょうか。	No.19 を参照してください。
21	3 (1) ク	観測孔の上端部の口は常時開放状態でしょうか。あるいは閉止状態でしょうか。閉止状態の場合、ガスが滞留する可能性があります。ガスが抜けるような措置を施すことは可能でしょうか。	ガス観測孔のため、常時閉止状態です。ガスを抜くための措置は認められません。
22	3 (1) ク・ケ	見学の際、観測孔が見当たらなかった。その1m四方は盛り土をして、その部分にはパネル設置できないのか？観測ができ、場所が判ればいいのか？	募集要項3 (1) ケに記載のとおり、観測孔を中心とした1m四方程度は空きスペースとする必要がありますので、パネル設置はできません。
23	3 (1) ケ	観測孔周辺に設けた空きスペースをフェンス等で区切る必要はありますか。	観測孔周辺に設けた空きスペースをフェンスで区切る必要はありません。
24	3 (1) ケ	観測孔点検用の通路は、どの程度の幅が必要でしょうか。また、専用の通路とする必要はありますか（当社側でも施設管理用に通路を設けることになるとしますので、一部共用するような設置方法は可能でしょうか）。	観測孔点検用の通路は、人が通れる程度の幅（1m程度）が必要です。また、太陽光発電設備の管理用の通路との共用は可能です。
25	3 (1) コ	観測孔の移設は原則不可とされていますが、どのような場合であれば移設を許容いただけるでしょうか。	事業に支障がある場合は、市(施設管理者)と協議してください。
26	3 (1) セ・ソ	雑草処理のため除草剤の散布が必要となることを想定しておりますが、除草剤等の農薬と環境に与える影響に対し、どの様に考えておられるかご教示ください。	募集要項3 (1) セに記載のとおり、浸出水の処理に影響を与える除草剤、薬品等の使用はできません。その他、No.17 の回答を参考にしてください。
27	3 (1) タ	現地までの連絡橋について、工事搬入時における10t車及び20t車の通行は可能でしょうか。また橋の強度はどのくらいかご教示ください。	参考として、平成24年12月3日から12月12日までの午前10時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)の間、千葉県環境局環境保全部環境保全課(千葉市役所本庁舎4階)において、(ガス導管新設工事)「蘇我地区処分場連絡橋の使用計画について」(平成4年7月)を開示します。ただし、開示資料の内容に関する質問には回答しません。 なお、機材の搬入時等における連絡橋の利用に当たっては、事前に橋の強度を確認してください。
28	3 (2) ウ	設備を無償譲渡はできないか？盛り土も取るのか？	募集要項3 (2) ウに記載のとおり、事業終了後は、用地に設置した施設を撤去するとともに、用地を原状回復してください。
29	3 (3) ア	落札者と売電事業者が別(売電はグループ会社)でも可能か？	代表事業者と売電を行う事業者が別でも構いませんが、売電を行う事業者は、様式3の2により代表事業者以外の事業者として応募していただく必要があります。

No.	募集要項項目名	質 問	回 答
30	3 (3) ウ	発電状況の表示板の設置場所について	表示板は、連絡橋から処分場へ進入する方向の正面のフェンス付近に取り付けていただくことを想定していますが、具体的には事業者の提案に基づく市（施設管理者）との協議によります。
31	3 (3) ウ	表示板の大きさ、用途は？常時見られないといけないか？	表示板の大きさは、No.30 の回答に記載した設置場所に見合う程度を想定しています。また、No.3 の回答に記載した現地見学会等必要などときに見られる状態にしておくことを想定しています。
32	3 (3) ウ	発電状況の表示板は現地屋外に誰でも見られる表示板のイメージでしょうか。また表示項目に指定はありますか。（現在の発電量、今日の発電量、今月の発電量など）	No.31 の回答を参考にしてください。表示項目についての詳細は、市との協議によることとします。
33	3 (3) その他	発電事業実施にあたり、周辺住民・周辺土地所有者・任意団体など（これらに限りません）の利害関係人から、反対表明が出ている等、事業実施にあたって考えられる障害がありましたらご教示ください。	本事業に関し、利害関係人からの反対表明は受けておりません。 なお、現在、市において、用地の利用に関し必要となる関係機関との協議を進めていることを申し添えます。
34	3 (3) その他	パネル洗浄等のため、水道管布設工事が必要になる可能性があると考えておりますが、施設内最寄りの水道管の埋設位置、管径等情報をご教示ください。	施設内に水道施設はありません。
35	3 (3) その他	工事中の貸付区域周辺の利用条件について	設置工事中における貸付区域周辺の一時的な利用については、市（施設管理者）と協議していただく必要があります。
36	4 9 (1)・(3)	事業者決定のスケジュール表において、「審査結果の通知・公表」とありますが、全ての応募者に対する評価結果が公表されると理解してよろしいでしょうか。	審査結果は、応募者に対し個別に通知します。また、公表は、決定した事業者の名称等のみとし、すべての応募者に対する評価結果は公表しません。
37	7 (2) オ・(3)	既に印刷物として存在するもの（会社案内のパンフレットなど）でも、A4サイズにコピーのうえ添付する必要がありますか。	すでに存在する印刷物でA4判にすることが難しい提出書類については、A4判に合わせなくても結構です。
38	7 (2) ク・ケ・サ	貸借対照表・損益計算書・事業報告書は、当社単体決算または連結決算のいずれか指定はありますか。または単体もしくは連結に揃える必要はあるのでしょうか。なお、貸借対照表・損益計算書は単体のものをご提出できますが、事業報告書は連結決算のものしか作成しておりません。	連結がある場合は、連結での貸借対照表・損益計算書・事業報告書を提出してください。

No.	募集要項項目名	質 問	回 答
39	7 (3)	提案書の提出にあたり提出書類原本と副本はファイル綴じなどの体裁に決まりがありますか。またCD-Rにて記録し提出する電磁データの形式について決まりはありますか。	特に指定はいたしません。原本・副本ごとにフラットファイルに綴じ、表題・事業者名を明記していただければ結構です。 CD-Rに記録する電子データは、原則としてPDF形式としてください。
40	8 (5)	ヒアリング審査の実施方法等についてご教示ください。(所要時間や使用可能設備等)	ヒアリングは、企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて実施します。実施する場合は、応募者にお知らせします。
41	9 (1)	プレゼンの時間、人数、方法について。映像なども可能か？	プレゼンテーションは1社につき、発表時間10分程度、質疑応答時間10分程度を予定しています。人数は、3人程度でお願いいたします。映像も可能とする予定です。パソコン、プロジェクタ、スクリーンは市で用意する予定です。 なお、プレゼンテーションは、企画提案書の記載内容の範囲内で実施していただく必要があります。
42	9 (2)	部材の調達について、生産国や製造メーカー、購入先などに関する指示事項や努力目標的な事項はありますか。あるいは、これらの点は応募者に対する評価要素になりますか。	部材の調達に関する指示事項等はありません。また、これらの点については、企画力・技術力の面で評価要素になる可能性があります。
43	9 (2)	「市内業者」の定義はありますか。	市内業者は、市内に本店又は営業所等を有する者です。
44	9 (3)	決定を受けた応募者（繰り上がりによるものを含む）が辞退した場合、辞退者に対するペナルティは発生しますか。発生するとしたらどのような内容で、またどのタイミングでの辞退からでしょうか。	決定を受けた事業者が辞退した場合には、事業者名等を公表する等の措置をとる可能性があります。また、用地の使用貸借契約の締結後において締結事業者に起因する事由により契約の解除に至ったときは、使用貸借契約の規定による措置が適用されます。